

令和元年
九月十七日

AJU通巻一三五九四号

昭和五十四年八月一日第三種郵便物承認(毎週火曜日発行)

A
J
U

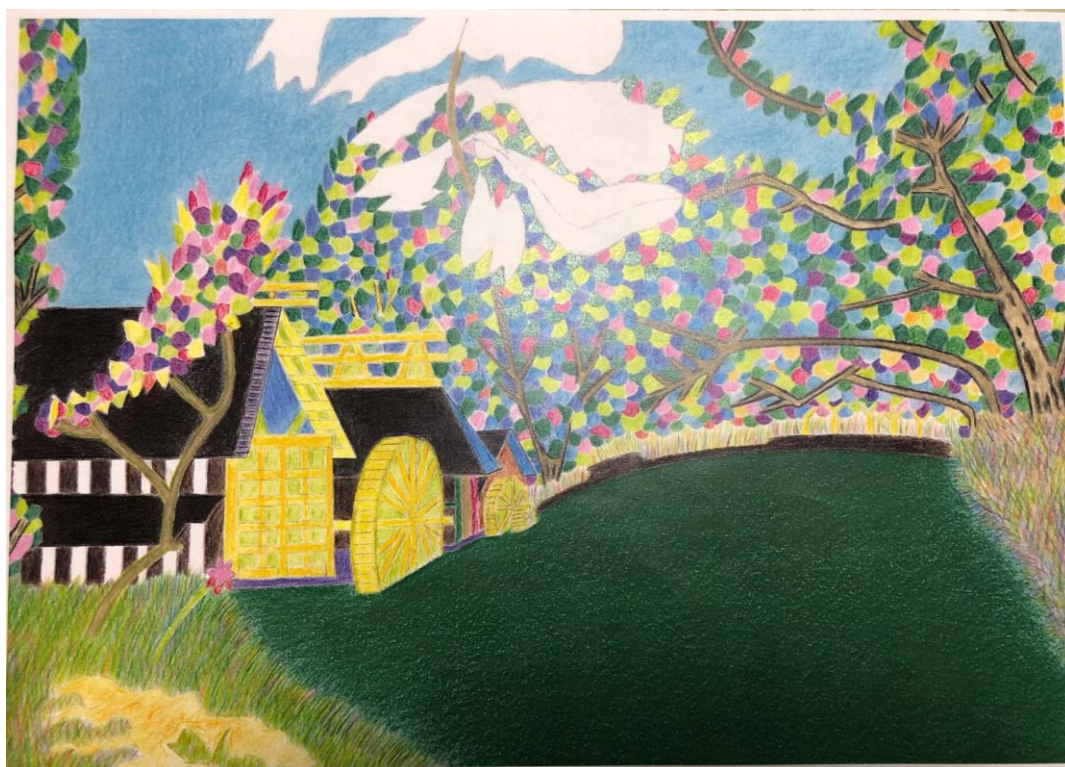
みずほ

2019年9月17日
NPO法人高次脳機能障害友の会みずほ発行
会報 第78号



〒460-0021
名古屋市中区平和 2-3-10
仙田ビル

電話/FAX 052-253-6422
メールアドレス npo-mizuho@miracle.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.npo-mizuho.com>



会員 大山 拓男さんの作品(色鉛筆画)

目 次

- 「最近不安に感じること」 P3
- 投票に出かけたけれど・・・ P4～6
 - 「選挙に出かけて」
 - 「みんなが投票しやすくするには」
- 企画グループ P7
- キッズプラス P8～9
- レディースの会・ミラクル（妻の会） P10
- 若い失語症者のつどい P11
- 寄稿：「日本語の苦手な国語の先生」 P12～13
- 地区会だより P14
- ワークハウスみかんやま P15～16
- お知らせ P17～18

最近不安に感じること

高次脳機能障害友の会みずほ理事長 吉川雅博

10月から消費税が8%から10%に引き上げられますが、一定の商品については、軽減税率制度により8%になります。報道されている内容から判断すると、消費税8%と10%の基準が明確ではなく、10月には、大きな混乱となることでしょう。今回の増税分は子育てなど社会保障費などに充てられることになっているようですが、障害福祉分野のサービスが充実していくのか。注目したいと思います。

今回の増税に関連して、気になっている事がもう一つあります。

それは経済産業省がキャッシュレス化を推進していることです。通信機器などの進歩で、今や自動車の自動運転は、ほぼ実用化されたと言っても過言ではありません。また、2020年までに、小中学校で児童生徒1人に1台タブレット端末などのICT環境を整備するという目標を文部科学省が掲げているそうです。タブレットを使った教育を受ける子どもたちは、どのような価値観をもつ人間になるのでしょうか。現実味のないバーチャルの世界が当たり前になり、現実とバーチャルの区別がつくのでしょうか。私もすでに世の中の変化について行けなくなって来ています。

高次脳機能障害のある人たちはもっともっと生きづらくなってくるように思えます。今後はもっときめ細かい支援をする必要があるように思えます。



時代が進むと便利なことがあるけれど必ずリスクも伴うよね。

キャッシュレスが当たり前になった時、子供たちの金銭感覚はどうなるのかな。心配！

高次脳機能障害で金銭感覚をうまくコントロールできない人がキャッシュレス社会で生きてくのは、さらに厳しくなりそう

道具はうまく使えばとても便利だけれど、現代人は道具に使われてしまっている気がする。鉛筆や現金を使う感覚って大事だと思う。

こんな声が聞こえてきそうですね。 みなさん、ちょっと考えてみませんか。

投票に出かけたけれど・・・

選挙に関して、新聞紙上やネットでもトラブルの記事を目にします。当事者に付き添い、選挙に参加したみずほ会員ご家族から寄せられた体験談を二つご紹介します。



「選挙に出かけて」

佐藤 真由美

この春の統一地方選挙で私たち親子が体験したことをお話しします。

私は、初めて投票する息子（高次脳機能障害当事者・精神障害者手帳1級）と一緒に投票所に出かけました。受付を済ませてから私は、息子の傍らで彼にとって苦手だと思われる能力を補うために、「投票用紙の受け取り方」「(候補者一覧より自分の選んだ) 候補者名を記入すること」「投票用紙を投票箱に入れること」など投票の仕方を説明していました。その時、投票所の職員に「指導はやめてください!」と言われ、次のようなやり取りがありました。

私：指導ではありません。息子は障がいがあり、選挙の方法などわかりづらいところだけを教えました。家族として可能な範囲で支えただけで、特定の候補者に投票するようにといったことは伝えていません。

投票所の職員：選挙に関しては、こちらのスタッフがすべて担当します。家族で指導はしないでください。私は(息子を指して)この方に何をすればいいのですか？
(息子に向かって) 困ったときは声をかけてくださいね。

私はこのとき、障がい者が来た時の対応策がないのかと思いました。寄り添い方とか声のかけ方もわからないかもしれない、頼りなさを感じました。と同時に、積極的に行政に声を出していくことの必要性を感じました。後日、私は市役所の選挙管理委員会に出向き、投票所であった一連の出来事について説明しました。その上で、障がい者の投票支援に関して投票所には何の案内もないこと、選挙に補助の必要な障がい者に対する配慮が感じられない（あるのかもしれないけれど分かりにくい）ことなどを話しました。対応した職員からは、今後改善を検討する旨回答をいただきました。

私は、なんびとも積極的に選挙に参加でき、その権利をきちんと行使し出来るような選挙のできる社会を望みます。



「みんなが投票しやすくするには」

野嶋 美晴（小4）

わたしのお父さんは、高次のう機のうしょうがいというしょうがいがあり、物をおぼえることや知らない人との会話が苦手です。人によって、苦手なことがちがいます。見た目にはわかりません。

わたしは、高次のう機のうしょうがい者とその家族が集まる家族会にさんかしています。六月の集まりで、ある人のお母さんが選挙でいやな思いをしたと話してくれました。投票所で、息子さんに投票用紙の書き方を教えていたら、選挙のスタッフに「教えちゃだめ、だめ」と、おこられたそうです。そのお母さんは、息子さんが一人で投票するのがむずかしいから付きそっていたのに、スタッフには、お母さんの投票したい人を息子さんに書かせているように思われたようです。一人で投票できない人にはスタッフが付きそうと言われたけれど、その息子さんは知らない人と話すのが苦手なので、結局投票することができなかったそうです。そのお母さんは、「ふりがなをもっと大きくするとか、顔写真をつけるとか、もう少しわかりやすくしてほしいよね。」と言いました。

すると、その話を聞いた男の人が、「うちも選挙の時はこまるんだよね。」と言いました。その人の息子さんは、漢字とひらがながまざると字が読めなくなるそうです。漢字だけの方が読みやすく、投票する時に漢字とひらがながまざった名前が書いてあるので、用紙に名前を書くことがむずかしくなると言っていました。ふりがなもない方が見やすいそうです。漢字でないと読めないという意見にわたしはとてもびっくりしました。ひらがなやカタカナの方がわかりやすいと思っていたからです。わたしたちがしょうがい者にわかりやすいと思っていることが、ぎゃくにこんらんさせてしまっていると知り、おどろきました。この出来事が気になり、わたしは七月二十一日の国会議員の選挙の時に父さんに付いて行きました。一まい目の投票用紙は、十二人の中から一人を選ぶだけだったので、お父さんはすぐに投票できました。二まい目は、せいとう名かこうほ者名を書く投票用紙でした。お父さんは、こうほ者名を書いていました。後から聞いたら、本当はせいとう名を書くつもりだったけれど、まちがえて人の名前を書いてしまったと言っていました。おぼえておくことが苦手で、たくさんの物の中から一つを選ぶことも苦手なお父さんは、こんらんしてしまったようです。

この二つの出来事があって、わたしは、しょうがいをもっている人がどうやったらわかりやすく投票できるのかを考えました。まず、スタッフの人たちは、お手伝いが必要な人せん用のまど口の一つ作って、そのまど口のかん板を入口に大きく表示するといいと思います。(次ページへ)



次に、お手伝いが必要な人せん用のまど口に来た人に、写真、ひらがな、カタカナ、漢字のどれがわかりやすいかを聞き、それに合わせた、こうほ者名が全員書いてある用紙を見せて投票してもらいます。字を書くのがむずかしい人には、こうほ者名が全員書いてある投票用紙をわたして、投票用紙に丸をつけてもらいます。お手伝いが必要な人が、スタッフの人にわかりやすく自分の苦手なことを伝えることも大切です。見た目では苦手なことがわからないからです。それには、ヘルプカードを活用します。ヘルプカードは、見た目にはわからないけれど、お手伝いが必要な人が持つカードです。高浜市のヘルプカードには、病気の名前や飲んでいいる薬の記入らんの他に自由に記入できるらんがあります。そこに何が苦手かを書いておくと、投票する時に選挙のスタッフがたいおうしやすくなります。自分では苦手なことがわからない人や字を書くことが苦手な人は、家族やヘルパーさんなどに書いてもらおうとよいと思います。わたしのお父さんのヘルプカードもお母さんが書きました。

これが全部実げんしたら、しょうがいのある人だけでなく、お年よりの人たちも投票しやすくなり、選挙に行く人がふえると思います。今度家族会にさんかしたら、投票の時に苦手なことを書いておいて、選挙の時にヘルプカードといっしょに見せるといいですよとみんなに伝えようと思います。今、まだしょうがいを持っている人やお年よりの人たちができることは多くありません。だからこそ、みんなが協力しあって、今よりもっと世の中がよくなっていくとよいです。



みなさんは、投票に出向いた際にこのような経験をされたことはありませんか？
投票所に行く当事者の選挙参加について、次のようなことも参考にしてください。

- ① 投票所で受付を済ませたら、その場の職員に障害があることを伝えて補助をお願いする。
- ② 投票所での張り紙（障害者向け）等については、プライバシーの観点からしていない。（差別とを感じる方もいるため）
- ③ 記憶の悪い方については、候補者の名前を書いた用紙を持参してもよい。

尚、地域によって対応の仕方が異なるため、疑問に思うことは各市町村の選挙管理委員会（役所）に問い合わせしてみてください。

今までトラブルなく選挙に参加していましたが、このお話をいただいて考えるきっかけとなり、一つ勉強になりました。選挙管理委員の方達にも、高次脳機能障害があると伝えることも大切だと痛感しました。（伊藤）